

権利は入口で固める

権利を保護しないまま中国市場に入るのは、封印なしでコンテナを送り出すようなものだ。開発成果・製品・コンテンツの法的な権利化は、最後の仕上げではなく、進出時の最初の工程である。

≈ 年間 160 万件の出願

中国では年間約 160 万件の特許出願がなされ、世界全体のおよそ半数を占める。この数字の裏側にあるのが、他社の解決策が複製される速さだ。

先願主義（first-to-file）

権利はアイデアの創作者にも、先に使い始めた者にも与えられない。書類を最初に提出した出願人のものになる。当局への出願時点が、製品の誕生時点に優先する。

法的基盤と典型的なリスク

典型的なシナリオ

展示会で新製品を披露した数か月後、その標章は第三者名義で登録済み。残る選択肢は、自社ブランドを買い戻すか、まるごと変更するかだ。

法的基盤：

中国は権利保護の国際的枠組みに加盟しており、外国人も国内居住者と同じ保護を受ける——**ベルヌ条約、パリ条約、TRIPS、PCT、WTO**。

創作物は著作権法、発明と意匠は**専利法（特許法）**が規律する。

重要

製品を公開する前、展示会に出す前に出願すること。事後ではない。

特許：種類と存続期間

特許業務はすべて CNIPA（中国国家知識産権局）に集約されている。外国人は直接手続きできず、登録済みの代理人を通す。

種類	保護対象	存続期間
発明	技術的解決策、方法、装置	20 年
実用新案	製品の構造・形状	10 年
意匠	製品のデザイン・外観	15 年

2021 年の法改正前、意匠の保護期間は 10 年だった。医薬分野の発明はさらに 5 年延長できる。

費用と出願フロー

費用と維持

発明の出願 約 900 元；実体審査 約 2,500 元；実用新案・意匠 約 500 元。これに代理人報酬と翻訳費が加わる。その後は年ごとに増える年金が続く——納付を怠れば保護は失われる。

CNIPA での出願フロー：

- 1 代理人経由で出願
- 2 方式審査
- 3 実体審査（発明）
- 4 査定・公告

主要な期限

- 1 年——条約優先権
- 31 か月——PCT 国内移行
- 3 年——審査請求

著作権

著作権は作品が創作された時点で自動的に発生し、登録は義務ではない。ただし著作者であることの証拠は、あらかじめ確保しておきたい。

保護期間

自然人の著作者は生存期間 + 50 年；法人は創作日から 50 年。文学、科学、美術、グラフィック、建築、写真、音声、ソフトウェアが対象。

著作者人格権

氏名表示、改変の禁止、公表の可否を決める権利——財産的部分を譲渡した後も創作者に残る。

著作者性の証明と商標

著作者性の裏づけ

登録は任意だが、寄託した見本があると紛争での立場が大きく有利になる

- ✓ 国家著作権局への登録
- ✓ ソフトウェアは中国著作権保護センター
- ✓ © 表示と公証
- ✓ 米国議会図書館での登録

商標——CNIPA への登録

登録まで約 9 か月；保護期間 10 年、更新は ∞ 回可能。

守りはセットで

国内市場向けには、国内出願がマドリッド制度に勝る。ひとつの製品を特許・商標・著作権で同時に覆うことも珍しくない。

地域と制裁

香港とマカオ

両地域は独自の法制度をもつ。本土での登録は及ばず、出願は別途必要。香港の商標は同地の知的財産署が所管する。

侵害者の責任：

- ✓ 行政——罰金、没収、操業停止
- ✓ 民事——損害と賠償
- ✓ 刑事——最長7年の拘禁

手段とチェックリスト

権利者の手段：

- ✓ 訴訟前の警告書
- ✓ 知的財産法院への提訴
- ✓ 損害賠償の請求
- ✓ 中国税関の知的財産権登録——国境での盾

何から始めるか

- 1 登録簿の事前調査
- 2 発明・実用新案・意匠の特許出願
- 3 商標の国内出願
- 4 著作物とコードの寄託
- 5 香港とマカオを個別にカバー

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169